

絵手紙
描き方
講座

大切な方へ今年こそ絵手紙で 年賀状を描きませんか

1年のご挨拶。遠くに住む家族や友人に、心のこもった絵手紙で年賀状を出しませんか？
絵手紙の創始者・小池邦夫先生は、不器用は個性。育てていけば魅力になる、とおっしゃっています。もらうと嬉しい絵手紙を、まずは描いてみませんか。



準備するもの



- 筆 (線書き用・採色用)
- 液体墨
- パレット
- 画仙紙はがき
- 墨皿・筆洗い (プリンカップでもよい)

絵手紙の3つの基本

- ヘタでいい、ヘタがいい／上手に描こうと思わずに、素直な気持ちで
- 下書きをしない／心のおもむくまま、絵手紙はぶつつけ本番で描くものです。なので、絵手紙に失敗はありません。
- お手本はなし／誰かが描いたものを真似したり、手本にしません。目の前にあるモチーフの野菜や花を、見たまま描きます。

筆の持ち方・線の引き方

- ① 背筋を伸ばし、筆は上の方を持って、筆先はまっすぐ下に向けて描く。
- ② 筆の穂先だけ、紙におろす。この時、筆は紙

につくか、つかないかくらいの感触で。

- ③ 縦の線や横の線、螺旋など、半紙に描いて練習しましょう。

※墨は墨液に水を足し、好みの濃淡で

絵を描いてみよう

- 描きたいモチーフを探します。旬の野菜や果物などが描きやすいでしょう。手に取って感触を確かめたり、じっくり観察を。
- モチーフの一番目にとまった部分から、墨筆で、輪郭を集中して描きます。モチーフの全体をはがきの中に収めず、はみ出すくらい大きく描きましょう。
- 色を塗る時は、筆を軽くたたくようにリズムカルに。墨線からはみ出したり、塗っていない部分があっても、味が出るので気にせずに。濃くしたい部分は、そっと色を重ねましょう。

言葉を書く

送る相手を想いながら、自分の言葉で。文字は読みやすいように心がけましょう。

印(落款)を押す

紅い印は全体をぐっと引き締めます。消しゴムに爪楊枝で簡単に彫って作ってみましょう。



第5回湘南絵手紙作品展 募集要項



応募先・問合せ
(株)湘南よみうり新聞社内
「湘南絵手紙作品展」実行委員会
〒251-0052
藤沢市藤沢496 藤沢森ビル1F
TEL.0466(50)5088

テーマ「好きなことば」

応募資格 どなたでも(1人3枚まで)

応募締切 2018年1月15日(月)(当日消印有効)

規格 はがき大(用紙・画材自由、手描き、写真、パソコン、切り絵、貼り絵、形式自由)

応募方法 はがき表面左下、作品ごとに干、住所、氏名(ふりがな)、年齢、TELを記入して、左記まで郵送。学校、団体での応募は、ご担当者の方のご連絡先を必ずご記入ください。

発表 「湘南よみうり」2018年2月号紙面、HPにて。心に響いた作品の中から今回のテーマ賞として「好きなことば賞」をはじめ、作品賞約10点を発表。作品発表の場としては、(株)湘南よみうり新聞社壁面ギャラリーで展示する予定。

賞品 賞状と副賞&湘南よみうり新聞社特製記念品、協賛各社より賞品の提供を予定。

※応募作品の著作権は主催者に帰属します ※未発表の自作品に限りませ
※応募作品の返却には応じかねます。カラーコピーなどをお取りの上、ご応募ください

応募締切

2018.1.15

当日消印有効



毎日をステキに♪ vol.37

～感謝の力～

11月になりました。和風月名でいえば「霜月」。霜月は「霜が降り出す時期」という説もありますが、古来より秋の収穫を神様に感謝する祭りが執り行われてきたことから「食物月(おしものづき)」と呼ばれていたものが訛ったという説もあります。これからの寒い冬に備え、栄養が高く美味しい作物をたくさんもたらしてくれという、この自然の摂理を本当に素晴らしい有り難いと思います。

有り難いとは「有ることが難し」と書きます。有ることが難しい、滅多に無いこと、つまり全

ては奇跡ともいわれています。安全で美味しいお水や食事がいつでもすぐにとれること。わがままをいい、甘えられる家族がいること。自由に歩いたり、手足が動いたり、目が見え耳が聞こえ、いつでも温かなお風呂に入り、毎朝温かなお布団の中で目覚められること。全てが有り難いことで毎日が奇跡の連続なのです。

全てが有り難いこと。そう思うと自然に心が豊かになり、満たされた幸せな気持ちになります。これは感謝法といえます。

日照時間も少なくなり、寒さも日に日に増してなんとなく心寂くなるこの時期は「有り難い」ことをいくつもあげながら身も心もほっこりさせていきましょう。

臨床心理カウンセラー 但野 真実子

株式会社ココロ 代表取締役
(横浜市神奈川区栄町2-9 東部ヨコハマビルB1)
☎045-548-4156
日本更年期セラピスト協会代表理事
インターネット放送局「わいわいテレビ」出演中



書籍等の遺言書の文章を丸写しするのは危険!

将来の相続に備え、自分で遺言書を作成する方が増えていますが、書籍やインターネットの書式を、そのまま丸写しすると不具合が生じます。

状況は刻々と変化します。どのような状況でも対応が可能なように、遺言書の内容は慎重に検討する必要があります。

しかし、散見するのが、「下記の財産を孫の太郎に遺贈する。」という遺言です。この内容ですと、遺言者より先に、遺言者の子

(遺贈をしたい孫の親)が亡くなった場合、孫は相続人となり、「遺贈する。」ではなく、「相続させる。」が適切な文言となるため、齟齬が生じます。

よって、「下記財産を孫の太郎に遺贈又は、子〇〇〇が先に亡くなった場合は相続させる。」と記載する必要があります。

遺言書を作成する際には、人の寿命などの不確定要素を検討する必要があり、専門家の助言を受けた方が良いでしょう。



テレビ東京「ガイアの夜明け」で特集
司法書士 長津田総合法律事務所
司法書士 高橋 欣也
横浜市緑区長津田5-1-12
☎0120-52-8349(9時～20時)

